

第33回

著作権の管理業務の意味を考える

はじめに

著作物の管理にかかわる質問を受ける機会がとて多くなってきた。他人のために著作物を管理するビジネスを始めようともくろむ方、著作物の管理のために支援を提供するビジネスを始めようともくろむ方、御自身の著作物の管理にかかわるさまざまな難題をかかえておられる方など、質問をされる方の立場はさまざまだ。だが、このような質問をされる方には、少なからぬ割合で、著作権法を正確に認識しておられない場合がみられる。それゆえ、このような方々からいただいた質問をそのまま雑誌に掲載して真正面からお答えすることは差し控えざるをえない。質問文だけをご覧になって、著作権法について誤解をしてしまう読者の方がおいでになってはいけなないと心配するからだ。

そこで、今回は、著作物の管理にかかわるいくつかの基本的な知識について議論しておこう。

著作権はいつ成立するのか？

まず、著作権法第17条第1項は、「著作者は、[著作者人格権及び著作権]を享有する」という趣旨を規定する。さらに、同条第2項は、「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」と規定する。

この条文を一見した限りでは、どこが著作権の成立の時期に関係するのか分かりづらいが、一般的な解説によれば、著作権は(そして、著作者人格権も)「創作という事実により当然に発生するものであることを定めたものである」とされている[10]。要するに、なんらかの著作物が作られれば、登録も何も要せず、著作権は発生するとい

うことだ。

最近、著作者に対して、「あなたの著作権を主張できるようにするために登録させてあげます」といって登録料を徴収するビジネスを目論む者が存在するやに聞く。だが、これはまったくおかしな話である。我々の著作権は我々が作品を作り上げることによるのみ、自動的に成立するのであって、このようなあやしげな商法に引っかからないように注意しておきたいものだ。

著作権の成立の時期が
問題になる場合？

裁判例を一覧した限りでは、ある作品が著作権によって保護されるかどうか(すなわち、著作権の有無)が争われた事例は多いものの、著作権がいつ成立したかが争われた例はなかなか見つからない。おそらくは、「AがBの著作権を侵害したかどうか?」がAとBとの間で争われる段階においては、Bが著作権を持っていると主張しているBの作品らしきものはすでに存在しているから、著作権がすでに成立しているに決まっているのであって、あとは、その著作権がBに帰属するのかどうかと、Aがそれを侵害したか(典型的には、Aがつくった作品がBの作品の複製といえるかどうか)を問題にすれば足りるからだ。

もっとも、作家Cが彼女のマルチメディア・タイトル作品に対する著作権を担保にして金融機関Dから融資を受けようとするような場合には、いちおう著作権が発生済みであるかどうかの問題になりそうに見えなくもない。だが、金融機関Dが通常程度に慎重であるならば、「作品がすでにできあがったことを自分の目で確かめて、そのうえで、この作品のマーケティング資金をCに融資する」という態度をとるはずだ。つ

ネットワーク知的所有権研究会

弁護士 寺本振透

Teramoto Shinto

<http://www.st.rim.or.jp/~terra/>

まり、DがCに対する融資を決断するときには、作品がすでにできあがっており、よって、当然のごとく著作権も成立しているのだから、いまさら著作権の成立の時期を問題にする必要もない。

問題になりうるのは
防御側の創作の時期か？

次のような事例を考えると、防御側の“創作の時期”のほうは、“著作権の成立の時期”と違って、問題になることがありそうではある。

たまたまEの制作した作品(W_E)が、Fが以前に制作した作品(W_F)にそっくりだったとしよう。W_EがW_Fの模倣でありFの著作権(その一支分権である複製権)を侵害しているとFが疑うのは無理からぬところだろう。だが、もし、EがW_Fに依拠することなくW_Eを制作したのだとしたら、W_EはW_Fの著作権を侵害することはない。著作権法は、模倣でない限りはたまたま同じ作品が世の中に複数存在したとしても、それを問題とはしないからだ[①]。とはいっても、裁判官は神ならぬ身であるから、ほんとうにEがFの作品の真似をしなかったのかどうかはよく分からない。そこで、“EがW_Fに接触したことがあり”、かつ、“W_EがW_Fにそっくりである”ならば、よほどの反証がない限りEがFの作品の真似をしたのだと推定せざるを得ない。

もし、W_Fが世の中に広く流布していたとすると、Eとしては、ほんとうは真似をしていなかったのだとしても、反証ははなはだ困難になる。もっとも、“Eは、W_Fが流布し始めるより前に、すでに、W_Eを完成していた”という事実を示す証拠があれば、Eにとっては救いになるかもしれない。もし、W_Eがプログラムの著作物であるなら

ば、その本来の目的とは異なるものの、完成直後にその創作年月日の登録(著作権法第76条の2)をしておくと、それなりの意味はあるかもしれない(あるとは断言できませんが)、W_Eがプログラムの著作物でないとしても、Eがさっさと公表してしまえば文化庁における実名の登録(著作権法第75条)ができるから、これもまたこの登録なる制度の本来の目的とは異なるかもしれないが、それなりの意味はあるかもしれない(あるとは断言できません)。Eは、W_EをEのWWWサイトにでもおいておけば、“有線送信の方法で公衆に提示”したことになるからそれで公表になるはずだ(著作権第4条第1項)。たまたまだれも見えてくれなかったとして公表でなくなるわけではない(注3)。

だが、W_Eがプログラムの著作物ではなく、かつ、Eとしてはしばらく公表したくないんだという場合に、“ある時点ですすでにW_Eを完成していたのだ”ということを証明する手段があるだろうか、という問題は残るかもしれない。これについては、公証人のもとにW_Eかまたはそのコピーを持っておもむいて、いわゆる「事実実験公正証書」を作ってもらうのが手であるかもしれない[②]。



脚注

[①] 文化庁文化庁著作権課内著作権法令研究会編“著作権関係法令実務提要”(第一法規 加除式)。

[②] これに対して、特許権の場合には、独自に開発した技術がたまたま他人の特許発明に抵触した場合でも特許権侵害となるから注意が必要だ。

[③] 手続の説明はここではしない。プログラムの著作物の登録については、ソフトウェア情報センター(<http://www.bekkoame.or.jp/softic/>)へ、プログラム以外の著作物の登録については、文化庁(<http://www.bunka.go.jp>)へ。

[④] 公証人法第35条。なお、山口和男“公証役場 公正証書 活用のすすめ”(税務経理協会 1997年) 238頁以下参照。

なんといっても、他人からの法的攻撃を防御して生きながらえようという重要な場面での証拠作りであるから、公証人と似て非なる私的な手段を御客様にすすめるようなことは職業的法律家である私としては、躊躇してしまふ。また、もし、私がそのような私的な手段を構築する企業に助言をするとすれば、少なくともこれだけは守ってもらいたいという点をいくつか挙げておかないわけにはいかない(もっとも、私個人としては、そのような企業のために活動したいとは、今のところ、思わないが。むしろ、公証人の面前に行かなくても公証人からこの種のサービスを受けることができるような技術的インフラストラクチャーの確立と、それを前提とした公証人法の改正が望まれるところではある)：

その企業が公証人のような法的に認められた地位を有するものではなく事実上のものにすぎないことを顧客に書面および口頭で十分に説明すべきである。

その企業が記録の保持と正確性の担保のためにどのような技術的および人的手段を講じているのか、そのリスクとともに明らかにすべきである。

その企業の事故、倒産等の結果、顧客に損害が生じた場合、顧客に対してどのような補償ができるのか、適切な保険商品の設定(果たして保険会社が応ずるものかな?)とともに、顧客に十分に説明すべきである。

コピーであることを
立証しやすくする手段の提供

先に議論した問題に比べて、こちらの問題は、より現実的な問題のような気がする。典型的にはこういうことだ。WWWサイトに

に置かれているようなデジタル記録されたデータ(とりわけ画像が問題になるうか)は、容易にコピーすることができる。そこで、他人のWWWサイトにある画像を勝手にコピーして、自分のWWWサイトに置いてしまうような問題が発生し得る。

これに対しては、画像に特定のデータを埋め込んでおき(いわゆる“透かし”データ)、無断複製であると思われる画像にその同じデータが入っているかどうかを検査する方法があり得る。あるいは、唯一無二のはずの透かしデータの存在をWWW上でlocateして、かたっぱしから無断複製の存在を探索する方法もあり得よう。このような透かしデータを埋め込むサービスを権利者または正当に権利者からライセンスを受けた利用者に対して提供するビジネスというのは、成立し得るだろう。

ただし、このようなビジネスを起こす企業についても、前記に列挙したのと同じような、顧客に対する十分なリスク情報の開示が求められるところである。このような企業の言うことを信じて、実は無断複製をしていない人に対して法的請求をした結果、逆に責任を問われるはめになっては泣くに泣けない。

私は、個人的には、著作物などは使っていただいではじめて意味があるのであって、多少の無断複製も宣伝効果があるならばどうぞどうぞと言いたい立場であるから、この種のサービスを“ものすごく”好きになることはできない。ただ、公証人ならざる私人が行う創作時期証明サービスに比べれば、顧客の混乱が少ないとも思えるから、好き嫌いは別にして、このようなサービスに否定的になる必要はなさそうである。

以上は、著作物なり著作権なりの管理サービスを提供しようと試みる側から生ずる

さまざまな質問に対して、いわば、そのような質問をする前に考えておくべき基本的なことがらがあることを示唆するものだ。

他方では、著作者の側から、どうも解せない、という疑問が著作物なり著作権なりの利用のための管理サービスのあり方に対して呈せられることが多い。とりわけ、“エージェント”と称する者の立場がよく分からない。本当に自分のために働いてくれているのか、という疑問が寄せられる。この問題について、しばらく考えてみよう。

今、なぜ、エージェント業務の意味を問うのか？

出版、音楽出版などの著作権ビジネスの世界では、エージェントとは、一般的に、著作権者に代わってその著作権を第三者にライセンスする業務を行う者を指しているように見える。創作者がみずから情報を発信することが現実的でなく、力の弱い個人である創作者が大きな出版社や放送局などと交渉してライセンス・ビジネスを行っていくほかなかった従来の世界では、創作者がエージェントを使ってライセンシーとの交渉にあたらせることがしばしば重要なこととであったのだろう。

だが、インターネット利用の普及によって、個人がWWWサイトを開設して情報を発信することは、極めて容易になっている(見てもらえるかどうかは別として)。そうになると、もはや、エージェント業務の存在価値はないのではないかと、あるいは、今さらエージェント業務の法的意味を議論しても始まらないのではないかと、といった疑問をもたれる向きもあるだろう。だが、インターネット利用の普及によって、むしろ、エージェント業務の価値が高まるのではな

いかとも考えられる。その理由はこうだ：

第一に、創作者が常に自ら情報発信の準備を整えるとは限らない。創作者は、あまりにも忙しいか、または、怠惰であるか、あるいは、余計なことに神経を使う時間的なまたは精神的な余裕がなく、情報発信の準備を整えるのは、それに手慣れた人に任せたいと考えることは多そうである。

第二に、創作者と利用者または媒体との間の、情報の拡布の条件の交渉がなくなるとは思えない。

第三に、インターネット上における創作者から最終利用者（end user）に対する直接の情報提供が普及したとしても、やはり、新聞、書籍、音楽CD、映画、テレビ放送、ビデオグラム、舞台演劇のような伝統的な“1対不特定多数”の拡布手段がなくなるとは思えない。むしろ、PUSH型のインターネット利用の普及は、インターネット上の情報流通においてすら“1対不特定多数”の拡布を主流の位置に据えそうでもある。このような“1対不特定多数”の拡布手段を用いたビジネスは極めてテクニカルな面が多く、素人の手に負えるものではないという心配がある。したがって、創作者の立場を代弁し、メディアとの間で強力な交渉を展開するエージェントの役割が絶えることはないと考えざるを得ない。

むしろ、インターネット上で、あるいは、他のメディアとインターネットの双方にリンクしたような情報発信が今後ますます増えていくとすれば、エージェントの役割はますます重要になるはずだ。ところが、現実の世界では、エージェントの機能は何なのか、エージェント業務の法的意味は何な

のか、エージェントと創作者との間の契約はどのようなものであるべきなのか、エージェントは誰の利益のためにどのようなモラル・スタンダードに則って動くべきなのか、といった基本的な問題がほとんど完全にながしにされている（少なくとも日本では）。そのため、次のような理由から生ずる創作者とエージェント（と称する者）との間の紛争が絶えない。

エージェントが創作者の利益のために動いているのか、エージェント自身の利益のために動いているのか、（創作者と本来は利害が対立する関係にあるはずの）ライセンシーのために動いているのかわけが分からない。あるいは、少なくとも、創作者の目から見ると、そのような疑いを持たざるを得ない状況に陥っている例が少なからずある。例えば、エージェントと称する者が創作者に対してライセンシーとの交渉状況や契約状況について十分な情報を提供しないことにより、創作者が自分の作品がどのような利用をされているのか分からないという不安な状態に陥ってしまう。あるいは、エージェントと称する者が“創作者の法律上の代理人であるかのような”立場において作者の関知しないところでメディアなどのライセンシーと契約を結んでしまうため、創作者としては悲しむべき粗悪な二次的著作物が氾濫してしまう。さらには、エージェントと称する者が“創作者の法的な代理人であるかのような”立場においてメディアなどのライセンシーと結んだ契約は、創作者が自らの利益のために修正することは極めて困難となり、創作者が知らない間に結ばれた契約に縛られてしまう。

このような現状においてエージェントという業務の法的意味を基本から問い直し、あるべきエージェント業務の姿を問い直すことが、極めて重要になってきている。創

作者側からの著作権なり著作物なりの管理をする者に対する疑念から生ずるさまざまな質問のコアの部分は、どうやらここにあるようだ。本号では、これについてきちんとした議論を展開する余裕がないが、いずれ検討してみることにしよう。

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp